

社会福祉士制度の見直しについて (検討事項・検討の視点)

- | | |
|---------------------------------|----|
| 【論点 1】求められる社会福祉士像について | 1 |
| 【論点 2】社会福祉士の養成課程の課題について | 10 |
| 【論点 3】社会福祉士の任用・活用における課題
について | 17 |

【論点1】求められる社会福祉士像について

【検討の視点】

- 法制定時と現在とでは、社会福祉を取り巻く状況は大きく変化しており、それによって社会福祉士に求められる専門性や役割についても変わってきたのではないか。
- まず、新たな専門性や役割等について検証し、求められる社会福祉士像というものを整理すべきではないか。

社会福祉士を取り巻く状況の変化

社会福祉士制度創設後、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化

(高齢者介護・障害者福祉分野のパラダイムの転換)

○措置から契約へ

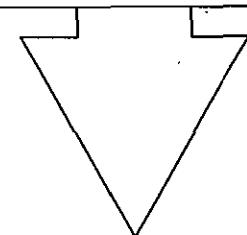
- ・低所得者対象→普遍化
 - ・応能負担(無料・低額)→応益負担
 - ・利用者本位・自己決定・選択
 - ・自助と皆で支える部分の整理
- 「地域で普通の暮らし」
- ・施設中心→在宅重視
 - ・地域密着、小規模・多機能
 - ・自立支援

○市町村中心

- ・市町村への一元化
- ・基盤の計画的整備

○新しいサービスの進展

- ・認知症ケア
- ・居住系サービス
- ・個室・ユニットケア



○社会福祉の対象は低所得者に限定したものから広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化

○福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供

福祉ニーズの変化

- 増大化、複雑化する国民の福祉需要へ対応するための社会福祉の分野における様々な制度改革
- 福祉・介護分野のパラダイム転換

社会福祉の実施体制の変化

- 在宅、施設サービスを一元的に提供するサービス体系への転換
- 在宅福祉の積極的な推進
- 措置制度から利用者本位の契約制度への転換
- 福祉サービス利用者の自立と尊厳を重視したサービスの提供

相談支援システムの変化

- 在宅介護支援センターの設置
- ケアマネジメントの導入
- 地域包括支援センターの設置
- 相談支援事業(障害者自立支援法)の導入
- 自立支援プログラムの導入と就労支援の重視

サービスの利用支援と権利擁護

- サービスの利用支援としての苦情解決や第三者評価等
- サービス利用者の選択に資するための介護サービス情報の公表
- 権利擁護活動と成年後見活動等

社会福祉経営の変化

- 社会福祉経営における説明責任、法令遵守、ガバナンスの確立や経営能力の向上
- 社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の経営主体の多様化
- 個人情報保護法の施行

その他の変化

- 福祉に関する計画の策定と実施
- 独立型社会福祉士の登場
(介護支援専門員、成年後見人等)
- 社会福祉士の社会復帰調整官としての位置づけ(医療観察法)
- 診療報酬における社会福祉士の評価
(回復期リハビリテーション病棟入院料等)

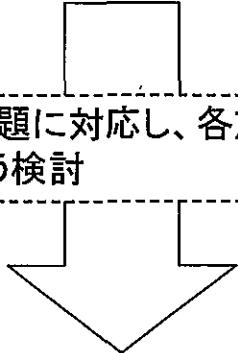
社会福祉士の任用・活用が期待される分野

社会福祉士を取り巻く状況の変化

- 福祉ニーズの変化
- 社会福祉の実施体制の変化
- 相談支援システムの変化
- サービスの利用支援と権利擁護
- 社会福祉経営の変化 等

基本的方向

変容していく社会福祉制度及びその課題に対応し、各施策において、社会福祉士の専門的な知識と技術がより有効に活用されるよう検討

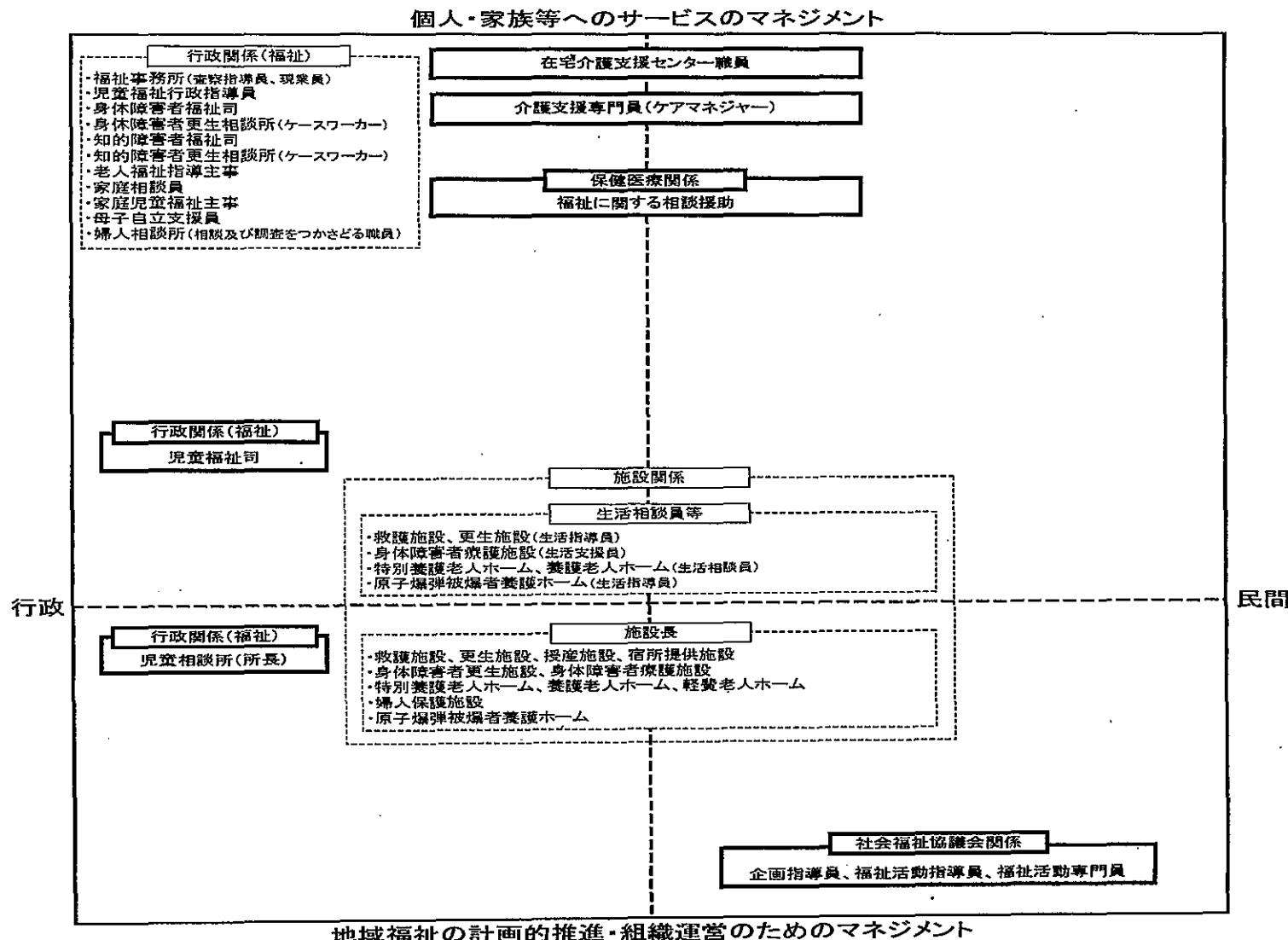


社会福祉士の任用・活用が期待される分野

- ①権利擁護、成年後見活動
- ②虐待問題への対応
- ③地域生活支援事業における相談支援事業
- ④障害者への就労支援
- ⑤自立支援プログラムにおける活用
- ⑥ホームレス対策関係事業
- ⑦第三者評価や苦情処理 等

これまでの社会福祉士の任用・活用のイメージ図

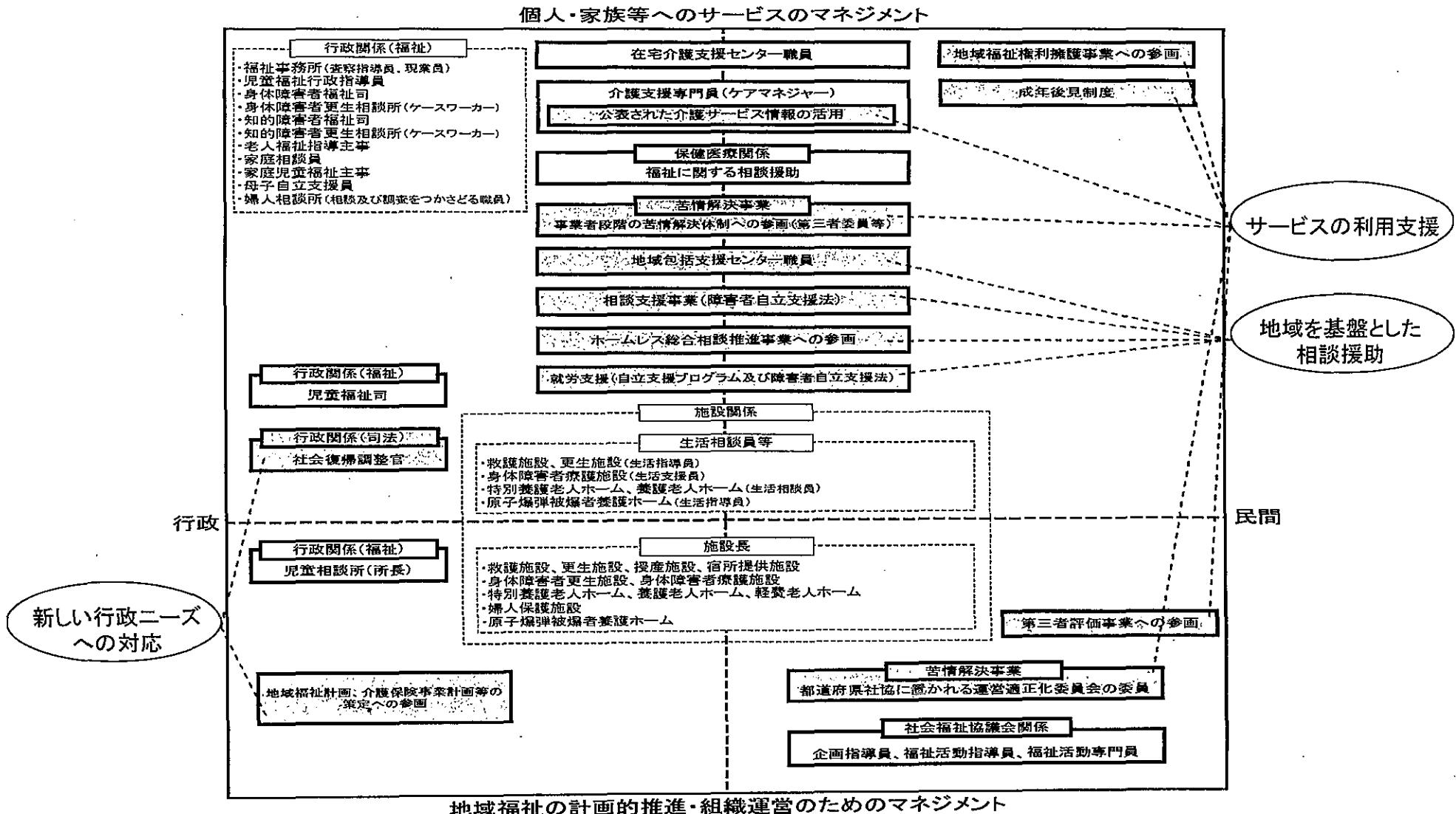
これまでの社会福祉士の任用・活用は、行政関係及び施設関係の職種が主である。



※波線部分は社会福祉主事を、太線部分は社会福祉士を任用要件や受験資格の一つとしている職種や事業を表す。

これからの社会福祉士の任用・活用のイメージ図

- ・社会福祉士を取り巻く状況が変化する中で、行政関係及び施設関係以外の職種や事業においても、新たに社会福祉士の役割が期待されているのではないか。また、このような状況を踏まえ、求められる社会福祉士像について整理すべきではないか。
- ・これらの分野における社会福祉士の積極的な任用・活用を行うべきではないか。



※色付き部分は、今後、新たに社会福祉士の役割が期待されている分野を表す。

「社会福祉士及び介護福祉士法」上の定義規定及び義務規定

<定義規定>

※「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)より

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

<義務規定>

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

※参考:「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)より

(連携)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となつた場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。

2 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となつた場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。

【論点 2】社会福祉士の養成課程の課題について

【検討の視点】

- 社会福祉士を取り巻く状況が大きく変化している中で、求められる社会福祉士像を踏まえ、福祉に関する相談援助の専門的知識と技術を有し、適切な福祉サービスの提供を可能にする実践力の高い社会福祉士の養成が必要ではないか。
- また、実践力の高い社会福祉士を養成するために、今日的状況において求められる専門的知識と技術について実践的な観点から検討し、社会福祉士の養成課程における教育内容を見直すとともに、その標準化を図るべきではないか。